

香 美 町 文 化 芸 術 振 興 計 画



香美町教育委員会

令和 6 年4月

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	関連計画	2
4	計画期間	2
5	文化芸術の定義	3
6	文化芸術に関する国・県の施策	3
7	香美町の文化芸術を取り巻く環境	4
	（1） 地域文化団体	4
	（2） 公民館講座の状況	5
	（3） 文化ホール事業	6
	（4） 豊岡演劇祭	6
	（5） クラシック音楽の普及	7
	（6） 文化財の保存と活用	7
8	住民の意識	8
9	文化芸術振興のための課題	10
10	文化芸術振興のための基本理念・方針	11
11	推進施策	13
	（1） 音楽	13
	（2） 美術	13
	（3） 演劇	13
	（4） 映画	14
	（5） 文化財	14
	（6） 地域における伝統行事等	16
	（7） 地域における文化芸術の発表、展示	16
	（8） 団体への支援	17
	（9） 文化ホール事業	17
	（10） 芸術文化観光専門職大学との連携	17
12	計画の推進体制と検証	18
	（1） 推進体制と期待される役割	18
	（2） 計画推進の検証	19
	資料	20

1 計画策定の背景と目的

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、お互いを理解し尊重しあう気持ちを醸成し、多様性を受け入れることのできる心豊かで活力のある地域社会の礎となるものです。

そのような中、香美町では過疎化、少子高齢化が進んでおり、昭和 45 年に 28,321 人だった人口が令和 2 年には 16,064 人に減少しました。

人口の減少により、地域コミュニティが弱体化し、地域文化の担い手の不足が懸念されています。

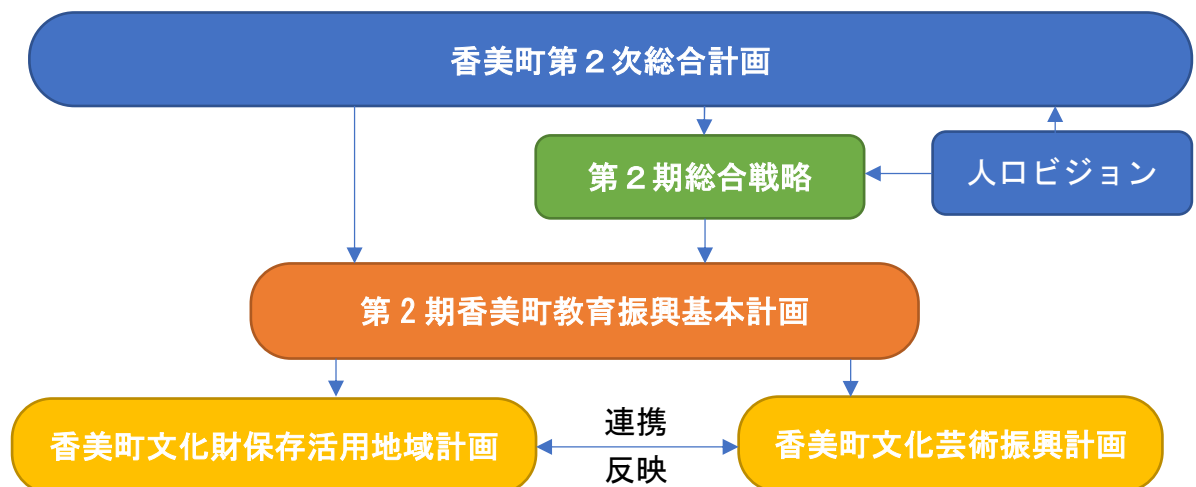
国では、平成 13 年 12 月に文化芸術振興基本法が公布、施行され、兵庫県でも平成 16 年に芸術文化振興ビジョンが策定されました。

地域の文化力を高めることは、地域の活性化につながり魅力ある地域づくりの基礎となることが期待されています。

それらを踏まえ、香美町でも地域の人々が文化芸術を享受し、心豊かな社会を築くため、文化芸術基本法第七条に基づき香美町文化芸術振興計画(以下、「計画」)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術振興基本法、文化芸術推進基本計画(第2期)、兵庫県第3期芸術文化振興ビジョンを踏まえ、第2次香美町総合計画後期基本計画、香美町総合戦略、第2期香美町教育振興基本計画及び香美町文化財保存活用地域計画等上位計画と整合性を図り、文化芸術を推進する計画として、文化芸術振興計画策定委員会により計画を策定し、香美町教育委員会で決定するものとしています。



3 関連計画

本計画の関連計画の理念、目標等は、次のとおりとなります。

○第2次香美町総合計画後期基本計画(令和3年度～令和7年度)

基本理念

- 一、ふるさとを愛し、豊かな自然を育み、希望あふれるまち
- 一、人々が、ここに生まれたこと、生きることを喜び、誇りに思えるまち
- 一、こどもが元気に育ち、年よりが幸せに暮らせるまち
- 一、若者が多く住み、働く喜びのある豊かなまち
- 一、歴史を学び、伝統を尊び、文化を発展させるまち

まちの将来像

- こどもたちに夢と未来をつなぐまち
- ～美しい山・川・海 人が躍動する 交流と共生のまちをめざして～

関連する施策

- 施策の大綱「ふるさとを担う子どもを育むまち」「4 文化を育みつくるまち」

○第2期香美町教育振興基本計画(令和4年度～令和8年度)

基本目標

- 「ふるさと香美を愛し、夢や志を抱き、共に未来を切り拓く人づくり」

関連する施策

- 教育の方向性 4「ふるさとに学ぶ 生涯学習社会づくりの推進」
- 基本方針 12「文化芸術活動の振興と文化財の保存・活用」

○香美町文化財保存活用地域計画(令和3年度～令和7年度)

長期ビジョン ふるさとにまなび・いかし・つなぐ

方針1 ふるさとから「まなぶ」ために

方針2 ふるさとを「いかす」ために

方針3 ふるさとを「つなぐ」ために

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とします。

5 文化芸術の定義

本計画における文化芸術の定義は、文化芸術振興基本法で定める定義と同様のものとします。

- ・ 芸術:文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
- ・ メディア芸術:映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・ 伝統芸能:雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
- ・ 芸能:講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸上
- ・ 生活文化:茶道、華道、書道、その他の生活に係る文化
- ・ 国民娯楽:囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- ・ 出版物及びレコード等
- ・ 文化財等:有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域における文化芸術:各地域における文化芸術の公演、展示等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

6 文化芸術に関する国・県の施策

(1) 国の施策

○文化芸術振興基本法(平成十三年十月法律第百四十八号)

○文化芸術推進基本計画(第2期) ー価値創造と社会・経済の活性化ー

文化芸術政策の中長期目標

- 1 文化芸術の創造・発展・参加機会の提供
- 2 創造的で活力のある社会の形成
- 3 こころ豊かで多様性のある社会の形成
- 4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

重点取組

- 1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 2 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 3 文化芸術を通じた次代を担うこどもたちの育成
- 4 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 5 文化芸術のグローバル展開の加速
- 6 文化芸術を通じた地方創生の推進
- 7 デジタル技術を活用した文化芸術の推進

(2) 県の施策

○第3期芸術文化振興ビジョン

基本目標 芸術文化立県ひょうご

～芸術文化で人や地域を元気にし、未来を開く社会の実現～

展開方向と主な取組

- 1 芸術文化を創造・発信する。
- 2 芸術文化の“場”を育て広げる
- 3 文化力を高め、地域づくりに活かす
- 4 みんなで支え、総合的に取り組む
- 5 ポストコロナ社会への対応

重点取組項目

- 1 芸術文化の創造・発展に向けた人材育成と新たな技術(ICT)の活用
- 2 県民誰もが身近に本物の芸術文化に親しめる環境の充実
- 3 芸術文化資源を通じた地域の活性化
- 4 芸術文化を支える連携体制の強化

7 香美町の文化芸術を取り巻く環境

(1) 地域文化団体

香美町では、平成17年の合併以前の旧3町時代から各町において文化協会が設立され活動を行っています。

各文化協会で開催される芸能発表会での発表や、文化祭での作品出展等積極的に活動を継続してきましたが、近年は、会員数の減少、高齢化が課題となっています。



村岡文化協会 芸能発表会

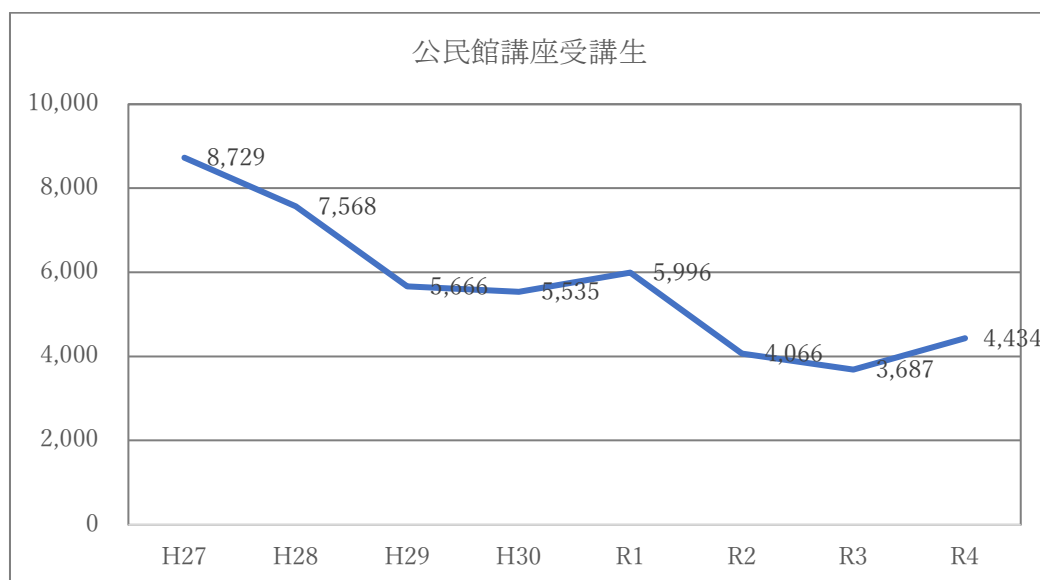
(2) 公民館講座等の状況

香美町内に11館ある公民館では、町民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、講座を開設しています。

講座の受講生は、平成27年度から減少傾向にありましたが、平成29～令和元年度は 5,000 人台の横ばいで推移し、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座数・受講生ともさらに減少しました。

令和4年度は、若干増加しつつあります。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
公民館講座数	86	78	61	61	76	66	73	74
公民館講座受講生	8,729	7,568	5,666	5,535	5,996	4,066	3,687	4,434



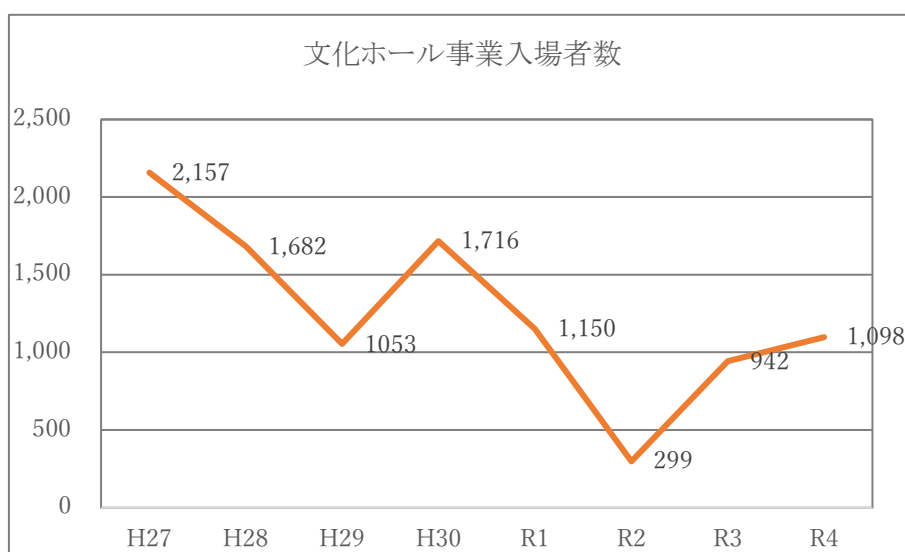
香住区中央公民館 児童合唱団の発表

(3) 文化ホール事業

文化ホール事業は、身近な文化ホールで上質の文化芸術体験をしていただくため、年5～8回、コンサート、講演、映画等を実施しています。

令和元年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、公演の中止や入場者数の制限を行い、入場者数が減少しましたが、令和3年度から増加傾向となっています。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
文化ホール回数	8	8	6	7	7	2	5	5
文化ホール人数	2,157	1,682	1,053	1,716	1,150	299	942	1,098



(4) 豊岡演劇祭

豊岡演劇祭は、令和3年度から、町民に多様な文化芸術を鑑賞していただくため、豊岡演劇祭の目的、活動に賛同し、香美町公演を開催しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、香美町公演が中止となりましたが、令和4、5年度は、次のとおり開催しています。

年度	演目	公演場所	出演団体	入場者数
4	銀河鉄道の夜	香住区中央公民館文化ホール	青年団	306 人
	山月記	香住区七日市天満神社境内	小菅紘史 中川祐貴	103 人
5	馬留徳三郎の一日	香住区中央公民館文化ホール	青年団	149 人
	みみをすます	香住漁港東港上屋	岩下徹 梅津和時	120 人

(5) クラシック音楽の普及

クラシック音楽は、身近な場所でクラシック音楽に触れる機会の少ない子ども達にクラシック音楽に慣れ親しんでいただくとともに、豊かな感性を育んでいただくため、クラシック音楽講習会、クラシックコンサートを開催しています。

令和4年度の音楽講習会は、フルート奏者の大江昇氏、令和5年度は、但馬を中心に活躍されているピアニストの田中愛子氏により、各小学校を巡回して講習会を開催しています。

令和4年度コンサートは、YOUTUBE等で活躍しているピアニスト松尾優氏のコンサートを開催しました。

当日は、大雪警報のため、招待していた中学生が鑑賞できず、急遽オンライン配信で対応しています。

令和5年度は、今聞くべき日本の若きピアニスト10人で紹介され、国内外の賞を受賞されている大江健氏のコンサートを開催しました。

年度	出演者	内容	入場者数
4	松尾 優	クラシックピアノコンサート	69 人
	大江 昇 他	クラシック音楽講座	317 人
5	大江 健	クラシックピアノコンサート	513 人
	田中愛子 他	クラシック音楽講座	399 人

(6) 文化財の保存と活用

香美町内の指定文化財は、国指定 10 件、県指定 24 件、町指定 64 件、国登録有形文化財 1 件、県登録無形民俗文化財 1 件があります。

また、指定文化財の内、町が所有、管理している文化財は、国指定 3 件、県指定 3 件、町指定 8 件あります。

文化財の保存と活用を図るため、令和 2 年度に「香美町文化財保存活用地域計画」を作成し、国等の補助金を活用して、三番叟の衣装等整備、麒麟獅子舞の映像記録、郡主神社、皇大神社の保存修理を行っています。

ほか、自治会長等にアンケート調査を行い、「将来に残していきたいもの」とした文化財を 1,600 件把握しており、香美町の文化財一覧としてリスト化を行うほか、香住区から出土した縄文時代等の土器 100 コンテナ、台帳整理をした昭和時代の民具 10,000 点(主に漁具)を香住文化会館倉庫に保管し、村岡区から出土した土器、石器 123 コンテナ、民具 805 点(主に農具)を旧村岡藩資料館に保管、小代区から出土した土器、石器 36 コンテナ、民具 200 点(主に農具)を旧福岡保育所に保管しています。

保管している文化財の内、古文書の一部は、村岡区中央公民館の資料室、考古遺産は、民俗資料館「まほろば」で展示しています。

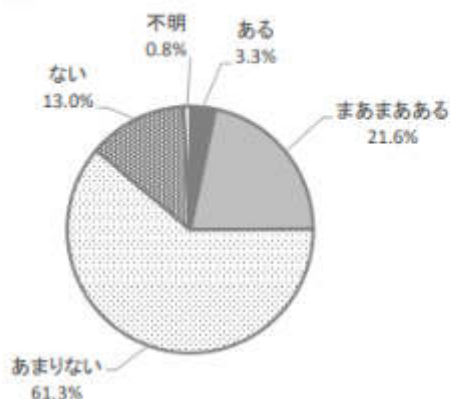
8 住民の意識

第2期香美町教育振興基本計画を策定するにあたり、令和2年にアンケート調査を実施しています。

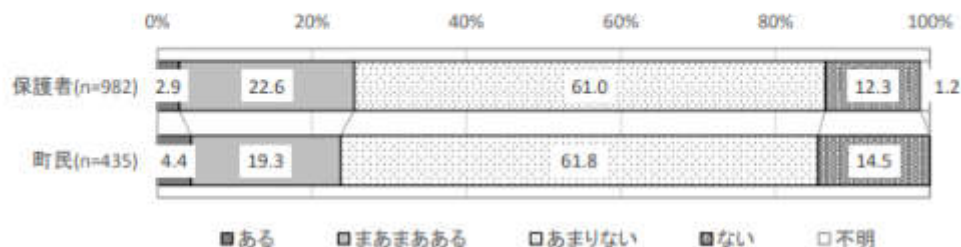
アンケートで文化芸術に触れる機会が身近にあるか尋ねたところ、「あまりない」が61.3%と6割以上を占めて最も多く、また、「ない」の13.0%とあわせると74.3%となり、文化芸術に触れる機会を創出する必要があるものと考えます。

（「第2期香美町教育振興基本計画に関する意向調査結果報告書」令和3年3月香美町教育委員会）

■図1-8-1 芸術文化に触れる機会（保護者・町民計：n=1417）



■図1-8-2 芸術文化に触れる機会（保護者・町民別）



香住区中央公民館文化ホール ヒネモス公演

第2次香美町総合計画後期基本計画の策定にあたり、令和元年度に実施したアンケート「香美町が実施している事業(施策)についての満足度調査」では、「芸術・文化の振興」の満足度 8.4 ポイント、重要度 59.9 ポイントとなっており、住民の意識としては、重要度、満足度がともに低い結果となっています。

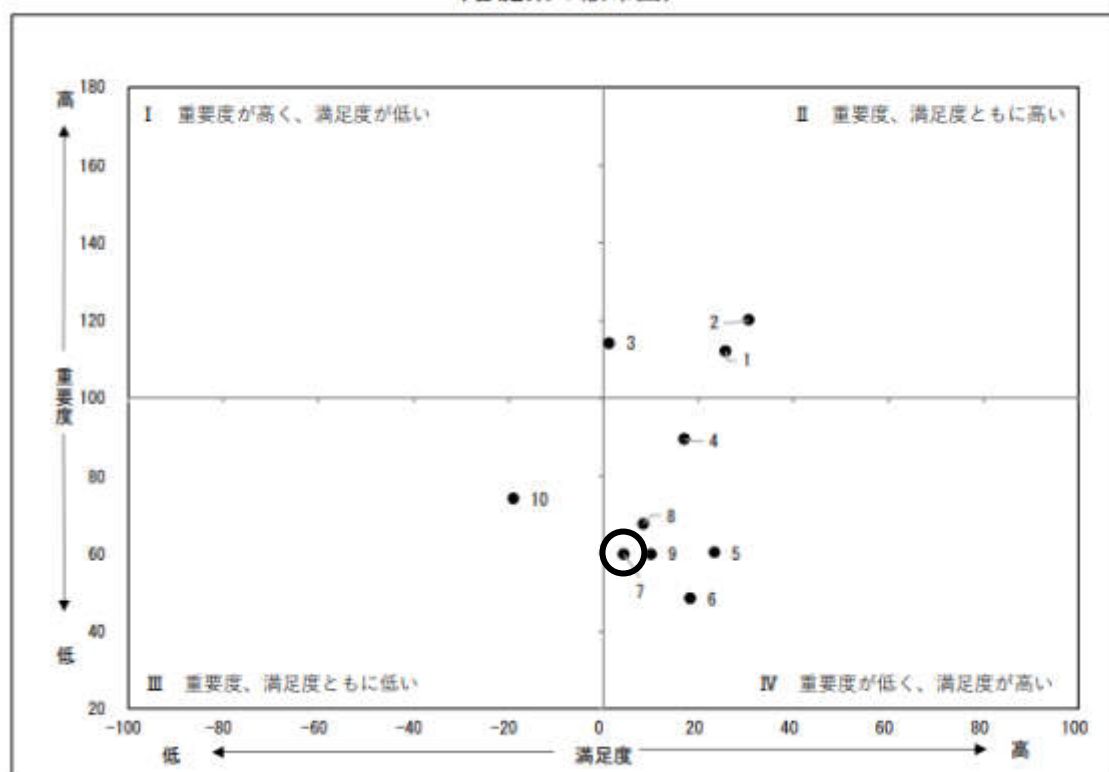
住民への文化芸術への関心を高め、推進を図る必要があります。

(「令和元年度町民アンケート調査結果報告書」令和2年3月 香美町)

〈各施策のスコア〉

施策・取組	満足度	重要度
1 幼児教育の充実	25.8	112.1
2 義務教育の充実	30.6	120.3
3 通園・通学対策	1.3	114.2
4 特別支援教育	17.0	89.6
5 生涯学習活動、公民館講座等	23.4	60.2
6 人権施策の推進	18.3	48.4
7 芸術・文化の振興	4.4	59.9
8 スポーツの振興	8.4	67.6
9 歴史資源や文化財の保護、活用	10.0	59.8
10 図書館活動と図書館の整備	-18.9	74.0

〈各施策の散布図〉



9 文化芸術振興のための課題

(1) 人口減少による文化芸術の担い手の減少

地域では少子高齢化に伴い、伝統行事等実施が困難となってきています。

令和2年度からは、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け活動を自粛するも地域ありました。

制限が解除された令和5年度でも再開することが難しくなっている地域もあります。

また、町文化協会の課題として、会員数の減少、高齢化が課題となっています。

(2) 価値観や豊かさの変容

住民アンケートでは、文化芸術の重要性が認識されていないことが判ります。

このことは、文化芸術が生活の質の向上に繋がるのが、一般的に認められていないものと考えられます。

また、地域の伝統行事等の文化的な行事の参加者が減ってきており、情報化社会の進展による個人の価値観の多様化から、伝統行事に対する価値観の変容を示していると考えられます。

(3) 文化芸術に触れる機会が少ない。

都市部と比較して、文化芸術に関する施設やイベントが少なく、地域住民が文化芸術に触れる機会が少ない現状があります。

(4) 文化財の活用

香美町には日本画の祖である円山応挙とその一門の絵画が一堂に会した大乘寺がありますが、町内の見学者が多いとは言えない状況があります。

豊かな自然環境と、その自然環境に育まれた地域資源を十分に活用されているとは言えない状況になっています。



国指定文化財 鎧麒麟獅子舞

10 文化芸術振興のための基本理念・方針

香美町の文化芸術を取り巻く環境や住民の意識、課題等を踏まえ、基本理念と方針を以下のとおり定めます。

(1) 基本理念

地域の人々が多様な文化芸術に触れ、創造性・感受性を育み、心豊かで活力ある地域づくりをめざします。

(2) 基本方針

多くの町民が、文化芸術に慣れ、親しみ、楽しむ素地の形成を図る。

① 地域全体で文化芸術の振興

多様な文化芸術は、創造性や感受性を育み、感動や喜びを与えることができます。

感動や喜び等の感情の表現は、共感性を高め、心豊かな社会を作り、地域の文化度の向上と活性化に繋がります。

文化芸術の振興は、個々の人が創造性を発揮し、個性を伸ばし、自己の啓発を図ろうとする自発的・自主的な営みとしての側面が強く、文化を守り、次の世代に繋いでいく上で個人の役割が重要となっています。

また、昔から親しまれている祭りや行事、歴史的な建物等は、それ自体が独自の価値を持つだけでなく、郷土への誇りや愛着を深めるための貴重な財産であり、地域のよりどころとなります。

地域で文化芸術を継承するという機運を醸成し、団体、個人等への支援を進めます。



相岡 芸踊り

② 文化芸術に親しむ環境の充実

アンケート調査でもあったとおり、香美町は都市部に比べて文化芸術に触れる機会が十分とは言えません。

都市部と同様に、身近な場所で、多様な文化芸術に触れる機会を作るとともに、文化芸術に触れた方々が、文化芸術を発信する場を整えて行きます。

③ 文化財の保存と活用

文化財は、地域の特徴を端的にあらわす貴重な財産ですが、その価値が地域の人に十分に理解されていない部分があります。

その価値を理解するためには、判り易い言葉でその価値を周知し、地域で共有することが必要であり、継続して文化財の調査を実施し、その成果を公表します。

また、文化財は、「保存」と「活用」を両輪として進めていくべきものです。

従来までは、保存に関する支援が中心でしたが、今後は、保存と活用への支援を行います。

ほか、文化財の保存と活用を行うため、令和2年12月に「香美町文化財保存活用地域計画」(以下、地域計画)を作成し、文化庁の認定を受けており、補助事業を活用し、地域計画に基づいた文化財の保存と活用を進めます。



町指定文化財 貫田 八幡神社 本殿、稲荷社、薬師堂

11 推進施策

(1) 音楽

音楽を学ぶことは、夢や目標に向かって協調的に生きるための能力の発達に良いと言われ、知能、記憶力など学習効果も期待されます。

子どもの頃から音楽に慣れ親しむことは、感性を育てる上でも重要であり、心豊かな地域づくりの土壌となるものです。

小中学生を中心に、良質の音楽に触れる機会を増やすため、国内外で評価の高い演奏家を招聘し、クラシック音楽のコンサートやアウトリーチによるクラシック音楽の講習会を開催します。

また、地域でより音楽を身近なものとするため、但馬管内の演奏家の把握とリスト化を行い、出前演奏会の取り組みを進めます。

- ・ クラシック音楽の普及 [継続]
- ・ 町内、但馬管内の演奏家の把握とリスト作成 [新規]
- ・ 出前演奏会の開催 [新規]

(2) 美術

美術鑑賞は、自身の想像力が磨かれ、表現力が豊かになり、新たなアイデアの創出や直感力を鍛えるのにも効果的であると言われています。

特に、優れた絵画を鑑賞することは、観察力向上し、環境や物事をより深く理解する力を育むとされています。

香美町には、近代日本画の祖である円山応挙とその一門の障壁画が残されており、優れた作品を身近な場所で鑑賞することができるため、障壁画を有する大乘寺と連携して、小中学生を対象とした障壁画鑑賞会を開催します。

また、絵画において、小中学生が香美町の自然などを描くことは、生まれ育った地域を見直すきっかけや、感情、表現力の向上を図ることができるため、香美町の子どもたちの絵を一堂に展示する「香美町こどもの絵 100 人展」を開催します。

- ・ 大乘寺障壁画鑑賞会の開催 [継続]
- ・ 香美町こどもの絵 100 人展の開催 [継続]

(3) 演劇

演劇は、演劇を作るだけでなく、鑑賞することによっても多くの教育効果が得られます。

演劇鑑賞は、様々な感情を体験することで感情表現が豊かになり、共感する力、社会性が育まれ、表現力やコミュニケーション能力が促進されるとされています。

また、演劇を鑑賞することで、創造性が豊かになり、新たな自分を発見し、自らが

演じる、演劇を作るというきっかけになることも期待されます。

香美町では、アジア有数のフリンジ型の国際演劇祭を目指す豊岡演劇祭の趣旨に賛同し、町民がより身近な場所で演劇を鑑賞する機会を創るため、豊岡演劇祭香美町公演を開催します。

- ・ 豊岡演劇祭香美町公演の開催 [継続]



豊岡演劇祭 銀河鉄道の夜

(4) 映画

映画は、映像、音楽、演出、演者、美術など、様々な要素が絡み合って出来上がる総合芸術とされています。

また、映画鑑賞は、小説等本と違い、人が演じているため、情景描写が判りやすく、感情移入がしやすい傾向にあるとともに、知識を増やすだけでなく、好奇心を刺激し、想像力が豊かになり、感受性、共感性の向上に効果があると言われています。

小学生時代の映画鑑賞の経験と、成人後の学歴や学力には相関が見られる報告もあります。

このため、身近な場所で上質な映画を、また、幼少期から映画に慣れ親しむ機会をつくるため、親子向けの映画を上映します。

また、従来から、町内において歴史を背景とした映画の自主製作が行われており、必要に応じ、古文書、写真、文化財の資料等を提供し、映画製作を支援します。

- ・ 上質な映画、親子向け映画の上映 [継続]
- ・ 映画製作の支援 [新規]

(5) 文化財

文化財は、有形、無形、民俗、景観、伝統的建造物などに定義され、国、県町の指定、登録等により、重点的に保護されています。

また、文化財は、地域の特徴を表し、歴史や文化に関する貴重な財産であり、多くの町民がその価値を知ることにより、自らの地域に対して誇りと愛着を育むものです。

さらに、町民が、自ら歴史、文化を深く学び、発信することで、価値を高めることができます。

香美町では、文化財を将来へ向けて繋ぎ、守り、活用していくための事業を展開します。

- ・ 指定等文化財保存整備事業 [継続]
所有者、団体が実施する文化財の修繕、活用等の事業を支援します。
- ・ 大乘寺障壁画保存活用事業 [新規]
国指定文化財大乘寺障壁画が円山応挙とその一門の優れた芸術空間であり、さらなる保存と活用が必要と考え、展示会、講演会の開催、悉皆調査やレプリカ作成、施設整備の支援を行います。
- ・ 文堂古墳と山陰道保存活用事業 [継続]
県指定史跡の文堂古墳は、全国的にも有名な金銅装の大刀など貴重な遺物が出土しており、周辺の遺跡等と合わせて活用を図る必要があり、香美町文化財保存活用地域計画「文堂古墳と山陰道」に基づき保存と活用を図るため、大学等の関係機関と連携し、調査、保存、活用事業を実施します。
- ・ 未指定文化財の調査、指定 [継続]
貴重な文化財の保存を行うため、未指定文化財の調査、把握を行い、指定への取り組みを進めます。
- ・ 文化財の整理、保存と保管施設整備 [新規]
データ整理されていない土器、民具等のリスト化や適正な場所での保存を行います。第2次香美町総合計画後期基本計画に基づき、現有施設の活用を含め保管施設整備の方向づけを行います。
- ・ 歴史、文化を活用したガイド養成 [新規]
平家の落人、村岡藩主や御殿山、但馬牛を築いた前田周助など、歴史、文化を活用したガイド養成を行い、情報発信を支援します。



文堂古墳 出土品

(6) 地域における伝統行事等

地域における伝統行事等とは、古くから受け継がれてきた伝統行事や伝統芸能のこととしています。

先人達が大切にしてきた伝統行事、芸能には、地域に根付いた奥深さや魅力があり、自然の恵みへの感謝などの意が込められ、地域の繋がり、絆を深めるものとなっています。

これらが絶えることなく、継承されていくため、地域、団体が実施する伝統行事や伝統芸能における後継者の育成や、用具、衣装等の整備支援の検討を進めます。

- ・ 地域における伝統行事等の用具等整備の支援 [新規]
- ・ 地域における伝統行事等の後継者の育成 [新規]



訓谷三番叟 黒木尉の舞

(7) 地域における文化芸術の発表、展示

地域における文化芸術とは、町内において個人やグループで取組を行う村芝居などの演劇や、楽器演奏、写真、絵画、陶芸などのこととしています。

そのような活動で創作された作品を発表、鑑賞することは、文化芸術を身近に感じさせるものであり、新たな創作意欲を励起するきっかけになるものです。

地域における文化芸術活動の輪を広げるため、創作意欲をもった個人、グループの発表、展示を支援します。

- ・ 地域における文化芸術活動の発表、展示等の支援 [新規]

(8) 団体への支援

香美町文化協会は、香住区、村岡区、小代区で活動する各文化協会により組織されています。

各区で活動する文化協会は、会員相互の交流、連携を深め、文化活動を促進するとともに、地域の文化芸術振興を図るための会で、芸能祭や文化作品展示等を行っており、今後、さらなる発展、活躍を期待するものです。

このため、ひとりでも多くの方が文化協会に参画し、創造力を持って活動していただくため、文化協会の運営を支援します。

また、文化協会が創作、発表する作品を多くの町民が鑑賞することができるよう、各区で開催される芸能発表会や作品展の開催を支援します。

- ・ 文化協会への活動支援 [継続]
- ・ 文化協会への参画支援 [新規]
- ・ 文化協会の芸能発表会、作品展等への支援 [継続]

(9) 文化ホール事業

文化ホール事業は、多くの町民が身近な場所において、上質で多様な文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性や創造性を育むため、町民のニーズを把握しながら、コンサートや映画の上映、演劇、講演会等さまざまな催しを実施しています。

また、町民自らが創造性を発揮できるよう、参加型のイベントを開催しています。

このため、文化ホール事業では、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境を整えるとともに、活発で意欲的な創造活動に繋がる事業を実施します。

- ・ 文化ホール事業の実施 [継続]

(10) 芸術文化観光専門職大学との連携

令和3年、豊岡市に開校した芸術文化観光専門職大学は、但馬初の4年生大学であり、地域リサーチ&イノベーションセンターの活動拠点を設け、芸術文化等、研究シーズを活かした地域課題の解決や、地元自治体等との連携事業を通じ、地域活性化や地域経済の持続的発展に挑むとされています。

このため、大学との連携は、文化芸術において、新たな価値観や多様性に触れる機会であり、町民の創造性が高まることが期待されるため、大学との連携を進めます。

- ・ 芸術文化観光専門職大学と香美町の文化・芸術にかかる連携 [新規]

12 計画の推進体制と検証

基本理念の実現ため、地域住民、文化関連団体、観光商工関連団体、行政がそれぞれの役割を認識し、次の期待される役割を担い、連携する必要があります。

連携にあたっては、生涯学習課が窓口となり、全体の調整し推進を図ります。

(1) 推進体制と期待される役割

本文化芸術振興計画を推進するためには、関連団体が連携し、基本理念に向かって取り組むことが必要であり、各役割を明記し推進を図ります。

① 地域住民

- ・ 町や文化関連団体、個人、グループ等が開催する文化芸術イベントへの参加
- ・ 文化芸術イベントの実施
- ・ 伝統行事等の継承

② 文化関連団体

- ・ 活動内容の発信と文化芸術活動の普及
- ・ 新規会員、団体の獲得
- ・ 発表会、作品展の実施

③ 観光商工関連団体

- ・ 文化芸術を活用したイベントの開催、参画
- ・ 地域の文化芸術の発信
- ・ 地域の文化芸術を活用した商品開発

④ 文化財の所有者・管理者

- ・ 文化財の保存管理
- ・ 文化財の価値の発信
- ・ 後継者の育成

⑤ 町

- ・ 文化芸術イベントの実施
- ・ 文化芸術活動を推進する団体への支援
- ・ 文化芸術を発表する場、触れることのできる場の整備
- ・ 関係団体との連絡調整

(2) 計画推進の検証

本計画の推進を確実なものとするために、単年度ごとに教育委員会の事務事業点検、評価を実施し、適宜計画の見直しを行います。

資料

- ・ 香美町文化芸術振興計画策定委員会設置要綱
- ・ 香美町文化芸術振興計画策定委員会 名簿

香美町文化芸術振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 文化芸術の活用に向け、町民、関係団体及び行政等の役割を再確認し、伝統的な文化の再評価と、新たな文化の創造を目的とし、香美町の文化芸術の指針となる香美町文化芸術振興計画を策定するため、香美町文化芸術振興計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、香美町文化芸術振興計画の策定に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから香美町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 文化芸術団体関係者
- (2) 観光商工団体関係者
- (3) その他教育委員会が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が教育委員会と協議して定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

委員名簿

職名	所 属 及 び 役 職
委員長	香美町社会教育委員会兼香美町公民館運営審議会 会長
委 員	香美町文化協会 会長、小代文化協会 会長
委 員	香住文化協会 会長
委 員	村岡文化協会 会長
委 員	香美町商工会 会長
委 員	香美町香住観光協会 会長
委 員	香美町村岡観光協会 会長
委 員	香美町小代観光協会 会長
委 員	香美町連合自治会 会長
委 員	香住区中央公民館運営委員会 会長
事務局	香美町教育委員会生涯学習課 課長
	香美町教育委員会生涯学習課 副課長

香美町文化芸術振興計画

令和6年4月24日

編集 香美町教育委員会 生涯学習課

発行 香美町教育委員会

